

松建政 4 1 1 号
平成 3 1 年 3 月 2 8 日

長野県宅地建物取引業協会中信支部
中信支部 支部長 清澤 進 様

松本市建設部都市政策課長

松本市立地適正化計画の一部改定について（お知らせ）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本市の都市計画行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、本市においては、都市再生特別措置法に基づく松本市立地適正化計画（以下、「計画」という。）を一部改定しましたので、お知らせいたします。

本計画の公表に伴い、立地適正化制度の対象行為を行う場合は市長への届出が必要となります。業務上留意していただくとともに、貴職において周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

記

1 計画名

松本市立地適正化計画（平成 2 9 年 3 月策定（平成 3 1 年 3 月一部改定））

2 公表日（都市再生特別措置法第 8 1 条第 1 8 項に基づく公表の日）

都市機能誘導区域及び誘導施設：平成 2 9 年 3 月 3 1 日

居住誘導区域：平成 3 1 年 3 月 3 1 日

3 概要

(1) 都市機能誘導区域及び誘導施設に加えて、居住誘導区域等を定めました。

(2) 立地適正化計画制度の対象行為を行う場合は市長への届出が必要となります。届出をしないで、又は虚偽の届出をした場合は、罰金に処させます。

ア 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築等を行う場合や、区域内で誘導施設を休止又は廃止する場合（届出の手引き 2 ページ参照）

イ 居住誘導区域

居住誘導区域外で一定規模以上の建築等を行う場合（1,000m²以上の開発行為や 3 戸以上の新築など）（届出の手引き 6 ページ参照）

4 その他

(1) 計画及び計画に伴う届出については、市公式ホームページへ掲載します。「松本市立地適正化計画」と検索してください。

(2) 計画等は、松本市役所都市政策課の窓口で閲覧することも可能です。

(3) 詳しくは、別添の計画書及び概要版、届出の手引きをご覧ください。不明な点は下記連絡先へお問い合わせください。

建設部 都市政策課 都市計画担当（本庁舎 5 階）

都市計画担当 柳澤 均、岩瀬 省

電話 0 2 6 3 - 3 4 - 3 2 5 1（直通）

FAX 0 2 6 3 - 3 4 - 3 2 0 2

Email toshikei@city.matsumoto.lg.jp